

## 平成 30 年度第 1 回春日井市地域公共交通会議議事録

1 開催日時 平成 30 年 7 月 9 日（月曜日）13 時 30 分～15 時 00 分

2 開催場所 春日井市役所 12 階大会議室

3 出席者

【会 長】	中部大学 工学部都市建設工学科教授	磯部 友彦
【委 員】	春日井市 市長	伊藤 太 (代理 前川 広)
	名鉄バス株式会社	
	営業本部運行部運行課長	吉岡 実
	愛知県タクシー協会 春日井支部長	奥村 薫績
	春日井市区長町内会長連合会 理事	近藤 良幸 (代理 長谷川 公夫)
	春日井市民生委員児童委員協議会 会計	馬上 貴美子
	春日井市老人クラブ連合会 副会長	所 信雄
	春日井商工会議所 副会頭	木野瀬 吉孝
	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会 会長	黒田 龍嗣
	春日井市婦人会協議会 書記	伊藤 月美
	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官	杉本 忠久
	愛知県交通運輸産業労働組合協議会 幹事	伊藤 匠二
	愛知県振興部交通対策課 主幹	榊原 仁
	春日井市建設部 道路課長	苅谷 健生 (代理 榊原 潤)
【事務局】	春日井市まちづくり推進部都市政策課	
	課長	山田 仁
	課長補佐	松浦 武幸
	主査	花井 輝年
	主事	安永 陸人

4 議題

- (1) 地域公共交通会議について
- (2) 春日井市の公共交通整備について
- (3) かすがいシティバスの見直しについて
- (4) その他

## 5 会議資料

- ・平成30年度第1回春日井市地域公共交通次第
- ・資料1 平成30年度第1回春日井市地域公共交通会議
- ・資料2 春日井市地域公共交通会議委員名簿
- ・資料3 平成30年度第1回春日井市地域公共交通会議配席図
- ・参考資料 春日井市地域公共交通会議設置規則
- ・参考資料 活発で良い議論ができる会議のために
- ・参考資料 春日井市立地適正化計画（概要版）
- ・参考資料 エコモビ推進表彰候補団体を募集します

## 6 議事内容

### (1) 地域公共交通会議について

【事務局】 資料1と参考資料に基づき、説明した。

【磯部会長】 委員に意見を求めた。

【杉本委員】 公共交通会議は、住民、交通事業者、行政などの立場から意見を出し合い、そしてそれぞれの立場の意見を尊重する場である。春日井市に相応しい公共交通をより良いものにするため、そうする中で全体で同じ方向を向いて進んでいけると良い。また、分からないことや疑問に感じるところがあれば、遠慮なくこの場で聞くことが良いと考える。

【木野瀬委員】 今までは、どちらかといえばシティバスについての議論に重点が置かれた、地域公共交通全体を考えるという会議の本質とはやや異なる傾向の会議になっていたと考える。先ほどの事務局説明から、所管がまちづくりの部署になったことでこれからはより良い議論が行える場になると思うので期待している。

【磯部会長】 ここで改めて公共交通とは具体的には何を指しているのか。

【事務局】 今まで当会議は、主にシティバスに重点が置かれた議論をする傾向であったと考える。今後公共交通については鉄道や民間バス、タクシーに加えて、福祉有償運送なども含めた、市全体の交通を考えていかなければならないと考えている。

【磯部会長】 今後はシティバスだけではなく、市全体の交通を幅広く検討していくことができれば良い。

【榊原委員】 地域公共交通会議は法定のものか。

【事務局】 法定の会議ではなく、任意の会議である。会議の法定化については、今後議論を重ねる中で検討していく。

【吉岡委員】 現在交通事業者は厳しい状況ではあるが、事業性を持った取り組みをしながら、地域と共存していくのが、課題であると考えている。そういった点もふまえながら今後一緒に議論をしていければと考えている。

(2) 春日井市の公共交通整備について

(3) かすがいシティバスの見直しについて

【事務局】 議事(2)と(3)は関連する内容のため、資料1と参考資料に基づき、併せて説明した。

【吉岡委員】 名鉄バスの利用者は全体として減少傾向にある。利用が多い高蔵寺ニュータウン線についても減少傾向であり、深刻な状況である。地域との交流を図りながら利用促進を図っていきたいと考えている。

【奥村委員】 タクシー利用者が減少している主な原因は運転士の不足である。

今後は少子高齢化が進む中で需要は高まることが予想され、市内事業者でもUDタクシーを導入しており、随時増やしていく予定である。また、バスでは補えない箇所について、乗合タクシーやアプリを活用した相乗りタクシーなど、タクシーを使ってもらえるような取り組みを行い、利用促進を図っていきたいと考えている。

【磯部会長】 委員に発表者に対する意見を求めた。

【木野瀬委員】 シティバスの契約更改が平成31年10月に迫っているが、これから議論していく市内公共交通整備についての議論がそこで終わってしまうのではないか。シティバスの見直しと公共交通整備のあり方については分けて議論したほうが良い。平成31年10月で大きく全体を変えることは不可能だと思うので、これから議論する内容が無駄に終わってしまうのではないか。

【事務局】 平成31年10月の契約更改に向けて進めていきたいと考えているが時間的な制約があるのも確かである。今後交通事業者や庁内部局との意見交換や公共交通会議での意見集約を行いながら進めていくが、今回いただいた意見を含めて、進め方についても、改めて検討し、次回以降の会議で提案するつもりである。

これから会議を通じて市民の移動においてシティバスがどの分野を担うべきかを、民間公共交通や新たな移動手段など含めて、市の交通全体を含めて検討したい。そういう住み分けを図るようにそれぞれがうまく整理されないと、シティバス自体も効果的に機能しないと考える。

現時点においては、市の交通全体の形を洗い出すことから始めていきたいと考えているため、今後もぜひ皆様の意見を頂戴したい。

【杉本委員】 シティバスの見直しといった短期的なものと、市の交通全体の見直しといった中長期的なものについて、次回以降具体的な進め方等に関するスケジュールをご提示いただきたい。

その中でマスタープラン等上位計画の見直しとどう関連付けるのか、また、国土交通省において、立地適正化計画と両輪に位置づけられている、地域公共交通網形成計画の作成も視野にいれながら検討していただきたい。

さらには、市内で完結する移動だけではなく、地域間をまたぐ広域的な移動についても、近隣自治体と協議しながら検討をしてほしい。

- 【事務局】 春日井市は交通に関する計画は平成の冒頭に作成したものしかない。今回いただいた意見を含めてその必要性等についても検討していく。
- 【木野瀬委員】 これから高齢化の進行等による公共交通に関するニーズの多様化が現状問題であり、そのためシティバスだけを検討してはいけないう点については今後も方向性を変えずに進めていただきたい。
- 【事務局】 市民の移動がどうあるべきか、究極的な一つの方向性としては、自家用車がなくても生活できるまちづくりというのを目標としており、そのための意見を皆様からぜひ頂戴したい。
- 【磯部会長】 立地適正化計画では居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定しているが、交通に関してもメリハリが必要。ただし今すぐに進めるのは難しく、長い目かつ幅広い目で見ることが必要であり、交通だけを見てはいけないう。現在は新たなものを作るのは難しい時代であり、JRの中央本線など、既存のものをうまく使っていくことが必要。
- 【榊原委員】 都市計画マスタープランについてはいつ改定するのか。
- 【事務局】 今年度と来年度で改定する。
- 【榊原委員】 マスタープラン改定の進捗状況についても今後の会議で教えて欲しい。また、交通については触れるのか。もし触れるのであれば地域公共交通網形成計画も併せて作成しないと意味がないのではないかと。市をまたいで通るバスと市内で完結するバス、コミュニティバス等をどのように組み合わせるのかについても、計画に組み込めると良いのではないかと。すべての人が移動できる手段というのは、現実的には難しい中で、どのように交通を整理していくのか。タクシーなどもあるという目線を忘れずに検討する必要がある。また、現在新たな考え方として話題となっている、MaaS※1なども検討しながら、計画してほしい。
- 【事務局】 今回いただいた意見でマスタープランに盛り込めるものについては、盛り込みながら検討をしていく。
- 【磯部会長】 交通は様々なものを組み合わせ検討する必要があり、誰の何のための交通を、どの交通手段で支えるかといったものを表にして提示すると分かりやすい。
- 【事務局】 今後春日井市にとって人口減少をどのように抑えるかが重要なポイントになる。市内で生活が完結する人や市をまたいで生活する人にも選んでもらえるようなまちにするため、市域をまたぐ移動なども含めて、市にとって望ましい公共交通手段を検討していく。

※1・MaaS (Mobility as a Service) とは自動運転やAI、オープンデータ等を掛け合わせ、従来型の交通・移動手段にシェアリングサービスも統合して次世代の交通を生み出す仕組み。

(4) その他①「エコモビ推進表彰について」

【榊原委員】 参考資料に基づき、エコモビ推進表彰について説明した。  
意見等なし

(4) その他②「高蔵寺NTのシェアショーファーについて」

【奥村委員】 現在、高蔵寺ニュータウンでシェアショーファーという事業者が事業を実施しているが、それについて現状はどうなっているか。また、どのように認識しているか。

【杉本委員】 車と運転士をシェアしようという事業である。原則として自家用車で  
の運送は禁止されており、交通事業者で補えない範囲については自家用  
有償運送として登録許可を得て運行することができる。この事業につい  
ては道路運送法のタクシー事業にあたる違反行為であると、事業者に対  
して指導をしている。公共交通は安全安心が第一であり、タクシー事業  
者等、許可を受けた事業者により地域の移動手段確保も含めて検討して  
いただき、市内公共交通を担っていただきたい。

【事務局】 所管する国土交通省の意見同様、市民の方に安全安心して利用して  
もらうために、法律上の課題を整理していただきたいと考えている。

上記のとおり平成30年度第1回春日井市地域公共交通会議の議事の経過及び  
その結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1人が署名  
及び押印する。

平成30年8月9日

会 長 磯部 友彦

署名人 馬上 貴美子